

【卒業の認定に関する方針】

○ 第一部幼稚園教員・保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第7条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得て行っている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、図工及び体育等の教科目を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能、表現及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

○ 第二部幼稚園教員・保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第7条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得て行っている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 3年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、図工及び体育等の教科目を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能、表現及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

○ 第一部保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第7条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得て行っている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2年間のカリキュラムの履修を通し、保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び保育の専門家としての能力を身につける。

- 2 音楽、図工及び体育等の教科目を重視したカリキュラムの編成により、保育現場で必要とされる技能、表現及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、保育現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

○ 第一部介護福祉士専攻科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第7条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得て行っている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定する。

- 1 1年間のカリキュラムの履修を通し、介護福祉士として必要な基本的知識・技術を養うとともに、介護の現場で必要とされる実践的能力並びに施設・地域(居宅)を通じた汎用性のある能力を身につける。
- 2 介護実習を通し、利用者・家族・施設職員等に対するコミュニケーション能力を養うとともに、介護予防からリハビリテーションまで利用者の状態の変化に対応できる能力を身につける。
- 3 介護実習における介護過程の取り組みにより、個別なケアを行う力並びに的確な記録及び記述ができる力を養うとともに、利用者の尊厳を支えるケアが実践できる能力を身につける。
- 4 介護福祉士養成施設卒業者の国家試験受験義務化に伴い、教育課程以外に国家試験対策を実施し、合格できる能力を身につける。